

平成27年11月10日

第 446 号



防災組合ニュース

THE BOSAI KUMIAI NEWS

URL <http://nichibou.main.jp/>

日本防災設備協同組合 東京都文京区本郷一丁目15番6号

電話 03-3813-9650 (代) FAX 03-3813-9460

事務連絡メール nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp 営業連絡メール nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

10月度理事会の概要 1~5

情 報

◎秋の火災予防運動（11月9日～15日）

「火災から尊い命を守ろう」

東京消防庁 6~13

事務局だより

- ・組合員情報 14
- ・共済制度について 14
- ・注文は今後も FAX で 14

10月度理事会の概要

開催日時： 平成27年10月15日(木) 15時30～17時30分

開催場所： ホテル河鹿荘

神奈川県足柄下郡箱根町湯本688

TEL 0460-85-5688

理事総数： 10人

出席理事数： 8人

(1) 理事長挨拶

本日は移動理事会、箱根河鹿荘ということで遠いところ
ご苦勞様です。時間ですので理事会を始めたいと思います。

(2) 業務報告

①事務局運営・渉外

9月16日(水)

古河電池(株) 訪問 防排煙講習会講師依頼 了承
広江理事長、岡野事務局長

9月25日(金)

全消販事務局にて岡田事務局長と防排煙講習会開催について
打合せ。東京での開催、次年度関西地区での開催を視野に入れた
話し合いを行う。

広江理事長、岡野事務局長

9月28日(月)

(一財)日本消防設備安全センター 落合氏と試験器の推奨
制度について話し合い。1年間にかかる費用が大きいため
新型レベルメーターの推奨を断念したことを伝える。

道畑会長(株)スエヒロ) 広江理事長、岡野事務局長

10月9日(金)

(株)サンリビング 駄栗毛氏、三井住友海上永田氏 来局
新型傷害保険について打合せ。

広江理事長、松原理事、岡野事務局長 出席

事務局報告：

- ・ 9月17日（木）開催
マイナンバー講習会 出席者 25名
屋形船 " 48名
- ・ 新組合員
 (有) 東 興 防 災
 〒263-0015
 千葉県千葉市稲毛区作草部1-8-11
 代表者 前嶋 順一郎
 TEL 043-253-1473 (代)
 FAX 043-255-3263

② 広報

機関紙「防災設備」東京、大阪を中心に約1000部配布。
防災組合ニュースといっしょにKYハンドブックを配布
まとめて購入したいとの連絡を数社よりいただいた。

③ 教育

10月27日（火） 防排煙実務講習会
11月26日（木） 消防設備士乙6類講習会
12月4日（金） 消防設備士甲4類講習会
来春 甲3類講習会計画 松原理事に講師を探してもらう。

④ 福利厚生・企画

古木副理事長より屋形船は出席者48名、一応予算内で収まったという収支報告が行われた。また年末のボーリング大会忘年会への協力を依頼した。ボーリングは後楽園、ピックボックスは予約がとれず他の場所を探すことになった。懇親会の会場は前年より質の高いものにしたい。

⑤ 財務・共同購買

前年度の後半の売上は順調であった。本年度9月の売上が伸びていない。前年度並みの売り上げ達成のため何らかの手を打つ必要がある。年末に向けてキャンペーン（例えば

住警器等)を展開するよう購買担当に要請した。
また、本年度の目標に掲げた組合員の増強について努力はしているものの成果が出ていない。支部会などで組合加入の話を進んで行うよう理事各位に一層の努力をお願いしたい。

⑥開発：特になし。

⑦研究部会

ハロンバンクのNPO法人環境ネットワークが組会員を紹介して欲しいと松原理事に打診してきた。前回の理事会で法人の実体を検討し検討するとのことだった。これに対し当該法人より資料をもって組合に話に来るとのこと。

10月9日の保険会社との話し合いで三井住友よりKY(危険予知)、賠償保険等リスク管理に関する講習会を開催しても良いとの話があり、総会等での開催を検討する。

⑧防排煙検討委員会

10月27日の東京での講習会をぜひ成功させて関西での講習へと繋げていきたい。

⑨青年部

ボーリング、忘年会の進行に青年部の協力は欠かせない。今日の懇親会に青年部会長、副会長が来るのでその席でも協力をお願いします。

⑩支部運営促進

先日、合同支部会で支部の活性化を話し合い、KYハンドブックを配布し、またDVDを見ながらそのことについて理解を深めるよう各支部会に要請をした。一応その様子を見て調整しながら支部の活性化を図っていきたい。

⑪その他の事業について

日本火災報知機工業会より(一財)日本建築防火協会から「防排煙設備検査員に関する講習」開催についてのご依頼

という文書とその講習のご案内（受講申込書添付）が送られてた。理事会などで何度か話が出ていたので組合員各位に送付できるよう手配を掛けた。

（3）議案の審議

第1号議案 賀詞交歓会の進め方

組合設立50周年と賀詞交歓会をかけ合わせて行うという意見があり、これを遂行するには実行委員会を立ち上げる必要があるのではないかと、三役、研究部会、事務局がその任にあたるということになったが、次回11月の理事会を13:00から17:00と時間をとって理事全員で検討し決定するという事となった。

第2号議案 28年度通常総会、役員改選について

来年は役員改選の年で、出来れば留任してもらいたい、退任の意思があるものは極力後任を推してから意思表示してもらいたい。意思の確認は年明けに理事長が行う。

第3号議案 その他

防災組合ニュースの赤色の部分が不鮮明で是正出来ないか。場合によってはモノクロでも良いのではないかと。事務局で工夫してみる。

次回 11月19日 文京シビックセンター 3階B会議室

平成27年10月度業務報告

・月 日 (曜)	・内 容 等	・来局理事等
9月16日 (水)	古河電池(株) 訪問 防排煙講習会講師依頼 広江理事長、岡野事務局長	
9月17日 (木)	9月度理事会 第1回正副支部長会議 マイナンバー説明会 協賛 リコーソリューション東京(株) ピー・シー・エー(株) 文京シビックセンター 3階C会議室	
9月25日 (金)	全消販事務局にて岡田事務局長と防排煙講習会開催について打合せ 広江理事長、岡野事務局長	
9月28日 (月)	(一財)日本消防設備安全センター 落合氏と試験器の 推奨制度について話し合い 道畑会長、広江理事長、岡野事務局長	
10月9日 (金)	(株)サンリビング駄栗毛氏、三井住友海上永田氏来局 新型保険についての打合せ	
10月13日(火)	経営診断・・・小出会計	

火災から尊い生命を守ろう

火災から尊い生命を守ろう

平成27年秋の火災予防運動

平成27年度東京消防庁防火標語

火の始末 油断しないで 最後まで

作者 古本 創大さん 新宿区在学

火災予防運動の目的

都民の皆様には防火防災に関する意識や防災行動力を高めていただくことにより、火災の発生を防ぎ、万一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と貴重な財産を守ることが目的としています。



平成27年東京消防庁
秋の火災予防運動ポスター

実施期間

11月9日(月)から11月15日(日)まで

平成27年上半期の火災状況

火災件数

平成27年上半期に東京消防庁管内で発生した火災は2,361件で、前年同期と比べて160件減少しました。
火災種別ごとの件数では、「建物火災」は1,569件(前年同期比24件増加)、「その他の火災」が640件(同151件減少)、「車両火災」は148件(同30件減少)、「林野火災」が3件(同2件減少)、「船舶火災」は0件(同1件減少)となっています。
焼損床面積は10,157m²で前年同期と比べて4,981m²減少しています。

火災による死傷者

火災による死者は53人で、前年同期と比べて2人減少しています。このうち自殺等による死者を除いた死者は43人で、前年同期と比べて4人減少しています。火災による死者を年齢別で見ると、「後期高齢者(75歳以上)」は16人(前年同期比16人減少)で最も多く発生し、次いで「成人(20～64歳)」は14人(同11人増加)、「前期高齢者(65～74歳)」は11人(同1人減少)となっています。65歳以上の高齢者の死者は27人(同17人減少)となっています。

また、火災による負傷者は481人で、前年同期と比べて49人増加しており、最近5年間では平成23年に次いで多くなっています。

主な出火原因

出火原因の上位5位をみると、第1位は「放火」で539件、第2位は「たばこ」で382件、第3位は「ガステーブル等」で240件、第4位は「業務用ガスこんろ」で81件、第5位は「電気ストーブ」で55件となっています。最近5年間の上位3位までに変動はありません。火災件数は「放火」「たばこ」については、減少傾向ですが、「ガステーブル等」については最近5年間で最も多くなっています(数値は速報値)。

住宅火災における高齢者の被害低減対策について

住宅火災による高齢者の死者発生状況

平成26年の住宅火災による死者は71人(以後、住宅火災による死者・負傷者はすべて自損を除く)で前年に比べ1人減少しています(図1)。しかし、高齢者の死者は58人と全体の82%を占めており、前年に比べ9人増加しています。住宅火災による死者に占める高齢者の割合は過去10年間で最も高い割合となっています(図2)。

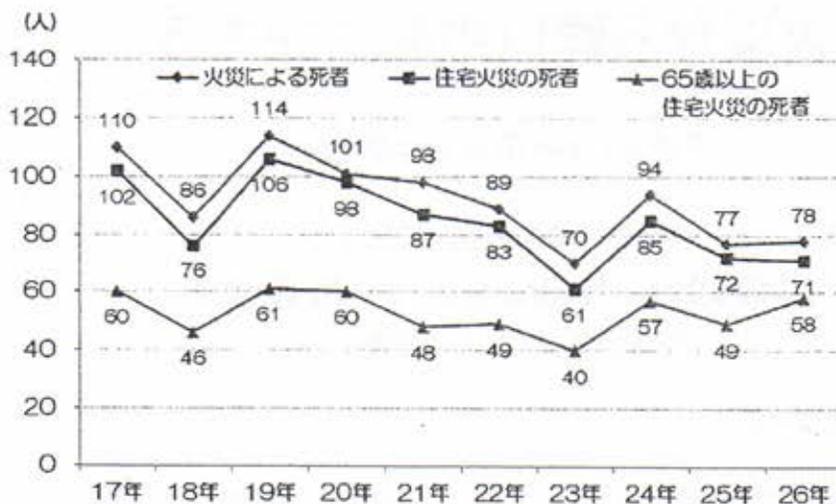


図1 最近10年間の住宅火災による死者数等

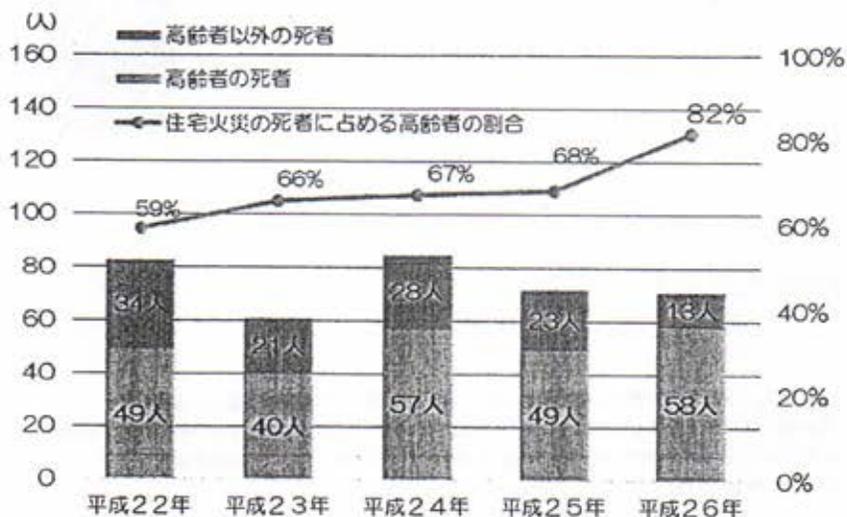


図2 最近5年間の住宅火災による死者数と高齢者の割合

高齢者と高齢者以外の住宅火災による死者発生率を、それぞれ比較すると65歳未満の死者は10万人あたり0.1人発生しているのに対し、65歳以上75歳未満の死者は10万人あたり1.0人と約10倍に増加し、さらに75歳以上の死者は10万人あたり3.2人と約32倍に増加しています(図3)。

高齢者は火災による被害を受けるリスクが高いことから、より積極的な高齢者への被害低減対策を行う必要があります。

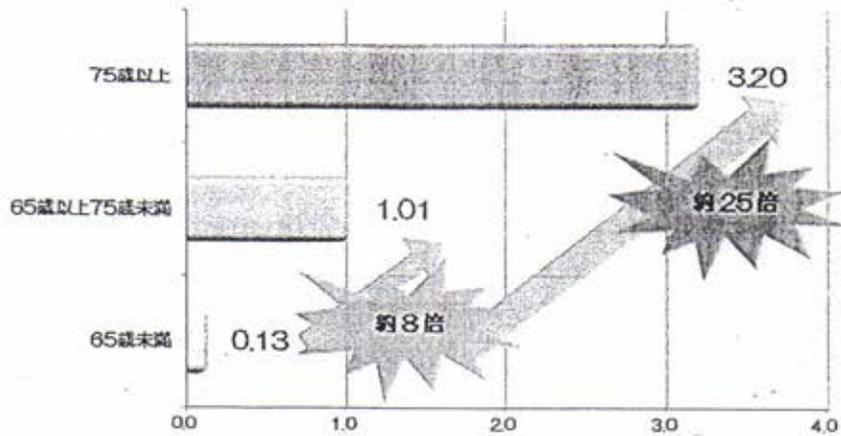


図3 住宅火災による人口10万人あたりの住宅火災による死者発生数の内訳

また、住宅火災による死者のうち家族構成を見てみると、一人暮らし、高齢者を含む家族高齢者夫婦のみ、高齢者一人暮らしに分けられ、そのうち高齢者のみの世帯の割合が全体の6割近くを占めています。高齢者のみの世帯において、火災が発生した際、身体状況等により火災の発見や避難が遅れてしまい、高齢者以外と比較して生命の危険が増すことが死者発生割合の高さに表れていると考えられます(図4)。

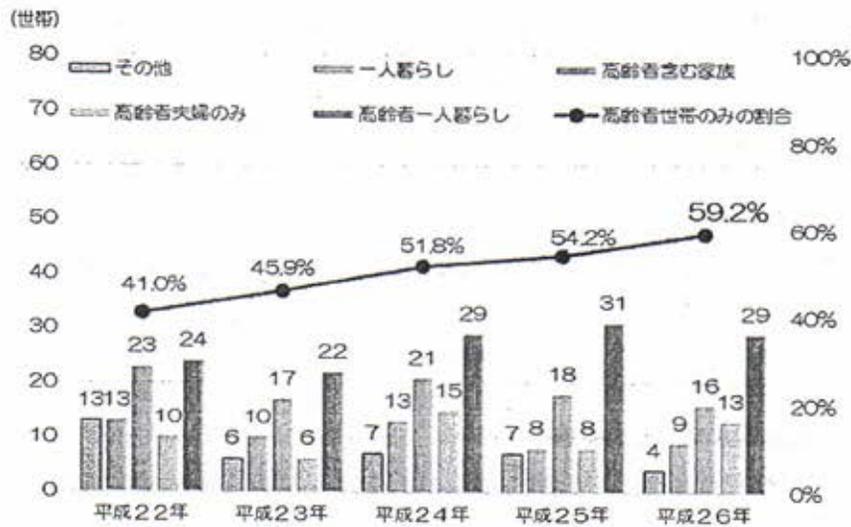


図4 過去5年間の住宅火災における死者の世帯状況別

住宅用火災警報器の普及促進及び正しい維持管理の周知

住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器は、火災や煙などを感知して、音声や警報音で知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。

平成26年中の住宅火災による死傷者598人の死傷程度を、住警器等(住宅用火災警報器と自動火災報知設備を言います。以下同じ。)の設置有無別に比較すると、設置なしの方が重症以上の割合は高くなっています(図5)。

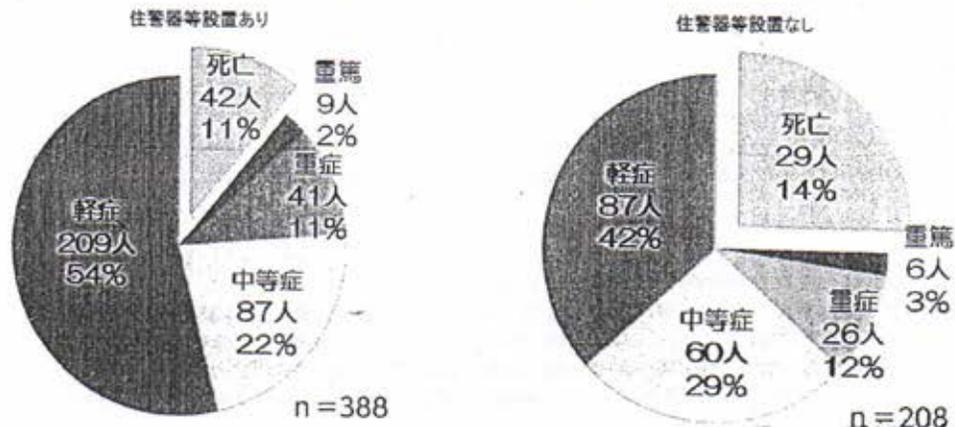


図5 平成26年中 住宅火災による死傷者の死傷程度

また、平成26年中における住宅用火災警報器の奏効事例は278件で、このうち火災に至らなかった事例が149件(53.6%)あり、住宅用火災警報器による早期発見の効果が見られます。火災になってしまった事例の中でも、ぼやが107件と約4割を占めており、被害が大きくなる前に消し止められています(図6)。

発生箇所別では、台所が185件(66.5%)と6割以上を占め、次いで居室となっています。このように台所への設置はもちろんのこと、すべての居室、階段にも設置する必要があります。

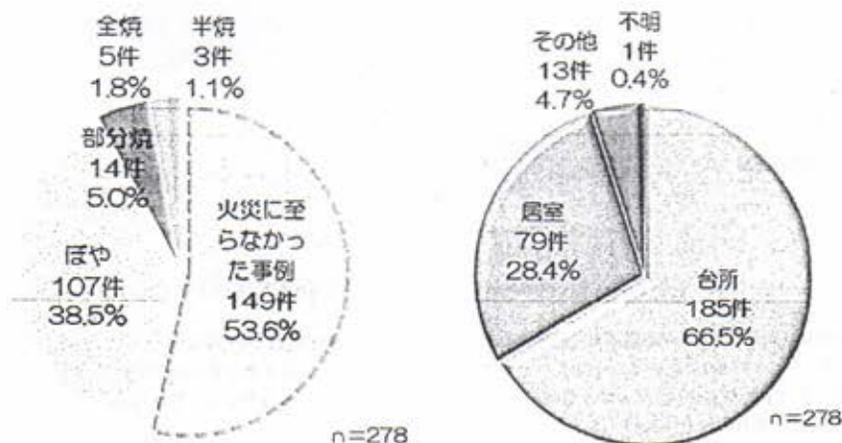


図6 平成26年中 住宅用火災警報器の奏効事例

定期的に住宅用火災警報器の作動確認をしましょう

住宅用火災警報器は、電池が切れていたり、故障していたりすると、いざという時に効果を発揮しません。日頃からお手入れをして、定期的に作動確認をしましょう。

～お手入れ～

警報器にホコリがつくと、火災を感知しにくくなります。汚れが目立ったら、乾いた布巾でふき取りましょう。

特に、台所に取り付けた住宅用火災警報器は、油や煙により汚れがつくことがあります。布に水や石けん水を浸し、十分絞ってから汚れをふき取ってください。

～作動確認～

正常に作動するか、定期的にテストしましょう。テストは、ボタンを押したり、ひもがついているタイプの場合は、ひもを引いて行えます。詳しくは製品の取扱説明書をご覧ください。

住宅用火災警報器本体にも寿命があります

センサー部分が故障するなど、機器本体にも寿命があります。メーカーでは、機器本体は最大10年を目安に機器本体の交換をおすすめしています。

出火原因を踏まえた高齢者の防火対策

平成26年中において住宅火災による高齢者の死傷者の火災原因と着火物との関係を見ても、出火原因「たばこ」と着火物「ふとん類」の組み合わせ、出火原因「こんろ」と着火物「着衣」の組み合わせが多くなっています(表)。

表 平成26年中において住宅火災による高齢者の死傷者の火災原因と着火物との関係

	ふとん類	くず類	衣類・繊維類	着衣	総計
たばこ	21人	9人	1人	0人	24人
こんろ	0人	2人	2人	16人	20人
ストーブ	3人	1人	8人	2人	14人
総計	24人	12人	11人	18人	58人

以上のことから、「たばこ」、「こんろ」、「ふとん類」及び「着衣」の観点からの防火対策が必要となっています。

たばこ

死者が発生した住宅火災で一番多い出火原因は「たばこ」です(図7)。

「火源の落下」、「寝たばこ」、「火種の残ったたばこを吸い殻でいっぱい灰皿等へ捨てたり、ごみ箱やごみ袋へ捨てる等の不始末」がほとんどを占めており、適切な方法で喫煙し、始末をしていれば、火災の発生を未然に防止できたと思われるものが大半であることから、正しい吸い殻の処理や喫煙者の防火意識の高揚が重要になります。

また、たばこ火災の着火物では、布団類がもっとも多く、高齢者に比較的多くみられ、出火時に就寝中や泥酔状態で死亡するケースが目立ちます。

喫煙習慣のある方のためには、「寝たばこを絶対にしない」ということを徹底することはもちろんですが、防炎品のシーツや掛け布団カバーの使用をお勧めします。

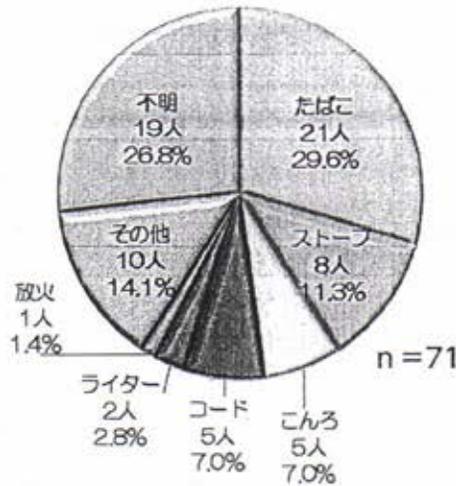


図7 平成26年中の住宅火災における出火原因別死者数

★ポイント★

- ・ たばこは、布団やベッドの上では絶対に吸わないようにしましょう。
- ・ 飲酒一喫煙一うたた寝に注意しましょう。
- ・ 吸い殻は完全に消えていることを確認してから捨てましょう。
- ・ 灰皿に吸い殻を濡めずに、定期的に捨てるようにしましょう。
- ・ シーツや掛け布団カバーは防災品を使用しましょう。

ストーブ

平成26年中に発生した住宅火災1,694件のうち、ストーブを原因としたものは122件でした。ストーブに可燃物が接触することで死者が多くなっています。就寝時に何らかの弾みで寝具が使用中のストーブに触れたり、ストーブで洗濯物の乾燥や調理をする等、暖房以外の目的で使用したことが原因で火災になる場合もあります(図8)。ストーブの周りには、衣類や寝具類、紙等の可燃物を置かないようにしましょう。ストーブを使用中に、近くに置いてあったエアゾール缶(スプレー缶)が高温になり破裂して、漏れたLPガスに着火するといった火災も起きています。ストーブによる火災で亡くなった方の8人のうち7人は高齢者です。また、8人の死者のうち7人が電気ストーブで亡くなっています(図9)。

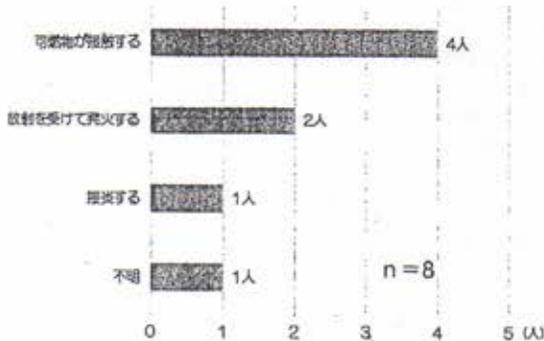


図8 平成26年中の住宅火災における死者が発生したストーブ火災の要因

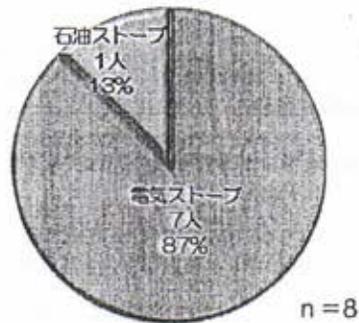


図9 平成26年中の住宅火災における死者が発生したストーブ火災の内訳

★ポイント★

- ・ ストーブの周りには物を置かないようにしましょう。
- ・ ストーブをつけたまま外出しない、寝ないようにしましょう。
- ・ ストーブの上で洗濯物を干したり、近くで乾かしたりしないようにしましょう。
- ・ 部屋を離れる時は、必ずストーブを消しましょう。
- ・ ストーブに給油する時は、必ず火を消してから行いましょう。
- ・ 電気ストーブも石油ストーブ等と同様に注意して使用しましょう。

こんろ

住宅火災の出火原因と負傷者の発生原因で一番多いのは「こんろ」です(図10、図11)。

「こんろ」による火災の一例として、揚げ物の調理の際に、火をつけたままその場を離れてしまうことで油が過熱され発火し、火災となること等が挙げられます。

また、最近ではIHクッキングヒーターを利用する人も増えてきましたが、IH専用鍋などを使用しなかったために過熱し火災になるケースや、少量の油しか入れずに揚げ物をしようとしたため急激に加熱されて火災になるケース等、不適切な使用により火災になることがあります。

「こんろ」による負傷者では「天ぷら油火災」によるものが大半を占めており、そのほか、こんろの周囲にある可燃物に着火し出火する火災、ガスこんろ使用中にエアゾール缶に穴をあけたため噴出したガスに引火する火災、調理中着衣に着火した火災等があります。こんろの周囲は整理整頓し、可燃物は置かないようにしましょう。また、着衣着火の予防には、調理中に身につけるエプロンやアームカバーを防火品にする等の対策が効果的です。

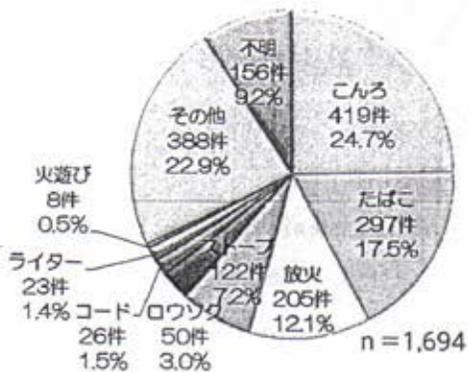


図10 平成26年中の住宅火災における出火原因別件数

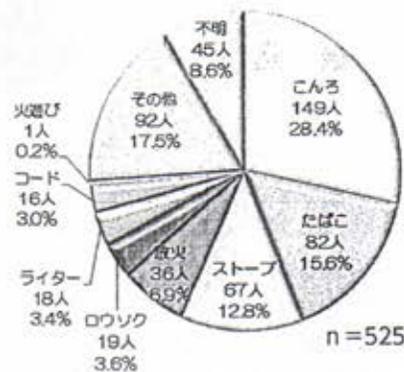


図11 平成26年中の住宅火災における出火原因別負傷者数

★ポイント★

- ・ こんろから離れる際は必ず火を消しましょう。
- ・ こんろの周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ・ 換気扇や壁、魚グリルなどは定期的に掃除をしましょう。
- ・ 調理をする際は防火品のエプロンやアームカバー等を使用しましょう。
- ・ Siセンサーこんろを使用しましょう。

電気コード等

近年では電気火災のうち漏電・電線の短絡(ショート)・スパーク・半断線・トラッキング[※]等を原因とした発熱によって起こる火災(以下「電気コード火災等」という。)の死者が多く発生しています。火災件数は平成24年以降減少しているにもかかわらず、平成26年中においては過去5年間で最も死者が多く、その死者のすべてが高齢者です(図12)。

これらの火災の出火原因は「コード」、「差し込みプラグ」が多くなっています(図13)。火災に至った理由をみると、「金属の接触部が過熱する」、「電線が短絡(ショート)する」、「トラッキング」の順に多く発生しています(図14)。コード等は物に踏まれたり折れ曲がった状態で使用されていたためにコードの被覆が損傷したり、長年使用したことによる経年劣化により、短絡(ショート)や半断線が発生して火災に至るケースがあります。差し込みプラグは、差し込み口のトラッキング現象による火災が多く発生しています。

※ トラッキングとは、コンセントに差し込んだプラグの差し込み口に付着した綿ほり等が湿気を帯びて微小なスパークを繰り返し、やがて差し込み口に電気回路が形成され出火することを言います。

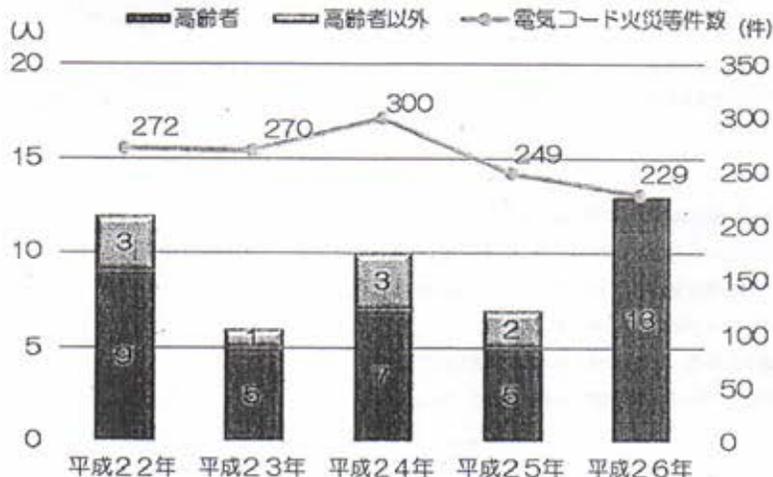


図12 過去5年間の住宅火災における「電気コード火災等」の死者数・件数

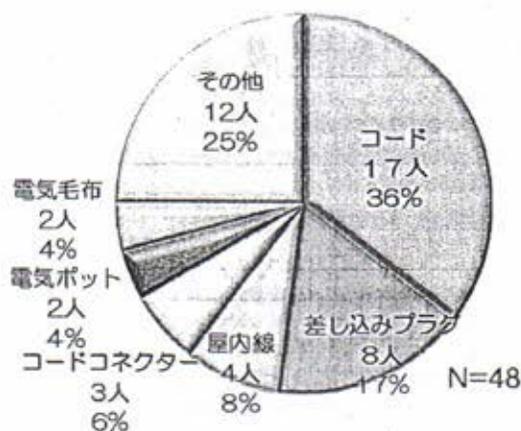


図13 主な「電気コード火災等」による死者数(H22~26)

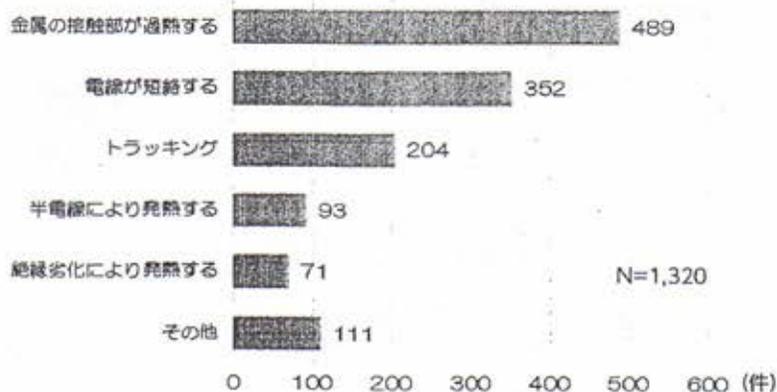


図14 「電気コード火災等」における主な原因

★ポイント★

- ・ほこりがたまらないように、特に隠れているところに注意し定期的に掃除しましょう。
- ・差し込みプラグを抜くときは、コードではなくプラグ本体を持って抜きましょう。
- ・コードの折れ曲がり、家具等の下敷きに注意する。束ねての使用はしないようにしましょう。
- ・テーブルタップは、決められた容量内で使用しましょう。
- ・外出時や就寝時などは、使わないプラグはコンセントから抜いておきましょう。

布団類・着衣

～エプロンや寝具類などは防災品にしましょう～

焼損面積が少ない火災で怪我をされた方の中には、「調理中に衣服の裾に火が触れて着火した」「仏壇のろうそくに衣服の袖が触れて着火した」事例などが多くあります。

「着衣」に着火した場合は重症化することが多いですが、エプロンやアームカバーを燃えにくい「防災品」にすることにより、着衣着火による被害は軽減されます。

寝たばこは絶対にしてはいけませんが、万が一に備え、シーツやまくらカバー、掛け布団カバーなどを防災品にすることによって、火災の被害を軽減することができます。

家庭の身近にある防災品の品目は、カーテン、寝具類、エプロン、アームカバー、テント・シート・幕類、非常持出袋、防災頭巾、衣服、布張家具、自動車・オートバイ等のボディーカバー、障子紙、祭壇・祭壇用白布・祭壇マット、防護用ネットなどがあります。購入は、インターネットや池袋・本所・立川の各防災館でも一部商品を取扱いしています。基準を満たした商品には、(公財)日本防災協会の認定マークが貼付されています。



エプロン



アームカバー



(公財)日本防災協会 認定マーク

家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

「家具転対策(かくてんたいさく)」とは、地震の揺れでケガ等をしないために、家具や家電などを固定したり、落下防止措置をしたりする、「家具類の転倒・落下・移動防止対策」の略称です。

地震が起こって、家具類の転倒等が発生すると、ケガをしてしまうだけでなく、火災の発生等につながる可能性もあります。家具転対策は、地震が発生した際にご自分を守る「自助」だけでなく、「共助」として、隣近所や地域の助け合いへとつながる重要な対策です。身近な被害を防ぐためにも、家具転対策を実施しましょう。



ケガだけではない。家具転対策をしないと起こる危険

◆火災

地震が起こると、家具類の転倒・落下・移動によって火災が発生することがあります。ストーブや水槽ヒーターなどの熱を発生する器具に家具類が転倒等をした場合だけでなく、ストーブ等に家具類の収容物(本棚の本など)が落下することでも、火災が発生する危険があります。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、都内で32件の火災が発生しましたが、その多くが家具類の転倒・落下・移動によるものでした。また、東京都が公表した首都直下地震の被害想定では、都内で最大約800件の火災が発生すると想定されています。

平成27年4月の第21期火災予防審議会(地震対策部会)では「地震火災による人的被害の軽減策」として、家具転対策が地震時の出火防止としても有効であり、火災による死者数の減少に大きく寄与することが示されました。火災による被害を減らすためにも、家具転対策は絶対に欠かせません。

<東日本大震災での出火例>

- 本棚が倒れ、本が電気ストーブに落下し出火
- 電気スタンドが倒れ、布団に接触し出火
- 落下物が、家電製品のスイッチに接触し、スイッチが入ることにより出火 など

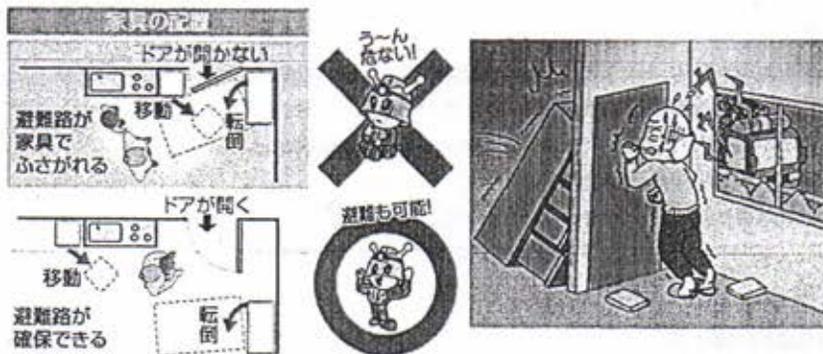


◆避難障害

出入口付近に家具転対策を実施していない家具を配置してしまうと、地震により、転倒した家具が扉や窓を塞ぎ、逃げられなくなることがあります。

首都直下地震等の大規模地震が発生した場合、こうして室内に閉じ込められてしまうと、そのまま長時間救出されない可能性があります。避難できない状況で、自宅や、近隣の住宅等で火災が発生すると、火災に巻き込まれる可能性が高く、非常に危険です。

避難障害を起こさないためには、出入口や避難経路に家具を置かないことや、家具を置く向きを工夫したりする家具等のレイアウトも非常に大切です。

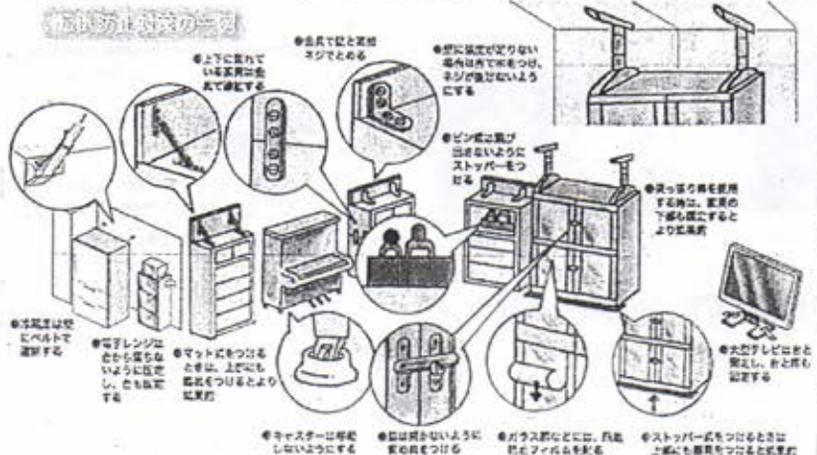


◆どうやって家具転対策をしたらいいの？

一言で家具転対策といっても、その方法は様々です。

家具転対策と聞いてすぐ頭に浮かぶのは、金具などを使用し、家具と壁をネジ留めするようなものかもしれませんが、ネジ留めが不要な対策器具を組み合わせて固定する方法もおすすめです。例えば、タンスなどの場合、つっぱり棒とストッパー式(もしくはマット式)を組み合わせて設置することで、L型金具と同等の効果が得られます。

それ以外にも、大きなホームセンターなどに足を運ぶと、穴を開けたりすることなく設置し、固定できる器具も多く販売されています。対策を行う家具の形状や重さに合った器具を選び、器具の効果が十分に発揮できるよう、正しく設置することが重要です。



事務局だより

◎組合員情報

新規入会： 有限会社 東興防災
代表取締役 前嶋順一郎
〒263-0015
千葉県千葉市稲毛区作草部1-8-11
TEL 043-253-1473
FAX 043-255-3268
茨城支店 〒315-0134
茨城県石岡市川又462
TEL 0299-42-3325
FAX 0299-42-3268

◎共济制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共济制度：

関東自動車共济共同組合と提携しています。

●団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

◎ ご注文は今後も FAX でお願いします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。